

# 宿 泊 約 款

## (適用範囲)

- 第1条 当館(四万温泉 豊島屋)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## (宿泊契約の申込み)

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
  - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったのとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、電話での申込みの場合、当館と宿泊客の間で条件合意したときに宿泊契約が成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金(予約金)は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## (申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### (宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当館が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- (8) 宿泊しようとする者が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 群馬県旅館業法施行条例第16条の規定する場合に該当するとき。

### (宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

#### (当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当館が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがある  
と認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。  
イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力  
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき  
ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
- (5) 宿泊に関し 暴力的要求行為 が行われ、又は 合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客  
が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除  
く。)
- (6) 宿泊客が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者 に対する宿泊に関するサー  
ビスの提供を著しく阻害するおそれのある 要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰  
り返したとき。
- (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 群馬県旅館業法施行条例第16条の規定する場合に該当するとき。
- (9) 客室でのたばこ(電子たばこも含む)、消防用 設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規  
則の禁止 事項(火災予防上 必要なものに限る。)に従わないとき。

#### (宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、 宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、 旅券番号、 入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が第11条の料金の支払いを、 旅行小切手、 宿泊券、クレジットカード、電子決済、通貨に代  
わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、 前項の登録時にそれらを呈示していただきま  
す。

#### (客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続し  
て宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。 当館は前項の  
規定により時間外の客室の使用には応じかねます。

#### (利用規則の厳守)

第 10 条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に提示した利用規則に従っていただきます。

又、客室間でトラブルが発生した場合は加害者が被害者に対し謝罪していただきます。(加害者が子供の場合はその保護者が行う)

#### (営業時間)

第 11 条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間:

イ 門限 0 時 00 分

ロ フロントサービス 22 時 00 分

(2) 飲食等(施設)サービス時間:

イ 朝食 7 時 40 分~8 時 40 分 (提供開始時間)

ロ 夕食 18 時 00 分~19 時 00 分 (提供開始時間)

(3) 附帯サービス施設時間:

イ 貸切風呂 最終受付 22 時 00 分

ロ ルームサービス 21 時 00 分

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

#### (料金の支払い)

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

#### (当館の責任)

第 13 条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

#### (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、日程や室タイプ変更等のご依頼を致します。日程や室タイプ変更等ができない場合は宿泊客の了解を得て、できる限り同等の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあつ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### (寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は 30 万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告がなかったものについては、5 万円を限度として当館はその損害を賠償します。

#### (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

- 3 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

#### (駐車の責任)

第 17 条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如可にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。但し、修理期間中のレンタカー代は 10 万円を限度とします。

#### (宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被つたときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。又、客室間でトラブルが発生した場合は加害者が被害者に対し謝罪していただきます。(加害者が子供の場合はその保護者が行う)

別表第1 宿泊料金の算定方法（第2条第1項及び第11条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が支払 うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料+朝・夕食料） ②サービス料（①×10%）
	追加料金	③追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料金 ④サービス料（③×15%）
	税金	イ 消費税 10% ロ 入湯税 150円/1人

備考1. 基本宿泊料金は館内に掲示する料金表によります。

2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは3,500円をいただきます。寝具及び食事を提供しない幼児については、施設使用料2,000円をいただきます。

別表第2 キャンセル料（第6条第2項関係）

契約解除の通知 をうけた日 契約宿泊日	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	8日前～ 30日前
	当館の定める通常期	100%	100%	70%	50%	50%	30%	30%	30%	30%
当館の定める特別機 (GW・お盆・年末年始)	100%	100%	70%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	5%

(注) 1.%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 上記違約金は人数に関係なく適用になります。
4. 天災等不可抗力に起因する理由により宿泊させることができないとき、免除いたします。
5. スペシャルプランは、プラン毎のキャンセルポリシーが発生する場合があります。

(免責事項)

第19条 当館内からのコンピューター通信の利用にあたっては、宿泊客自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信の利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。又、宿泊客の不適切なコンピューター通信の利用により、当ホテルおよび第三者に損害が生じた場合は、宿泊客は、その損害を賠償する責任を負います。

(約款の変更)

第20条 本宿泊約款は、当館において、変更の必要性があり、かつ、変更後の内容が社会通念において相当で、契約した目的に反しない範囲で変更することができるものとします。